

2020年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



機械修理業、電気機械器具修理業

経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年に創設しました。

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(特にGDP)の精度向上等に資することを目的としています。

回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- この調査(経済構造実態調査 乙調査票(機械修理業、電気機械器具修理業))は、事業所単位です。したがって、「事業所の名称・所在地等」に記載されている事業所についてのみご回答ください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本冊子は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額欄は、1万円未満を四捨五入し、万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

目次

調査の対象となる事業所	1	3 本社・支社別等	4
廃業、休業等に係る扱い	1	4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	5
1 事業所の名称・所在地等	2	5 年間売上高	6
2 経営組織及び資本金額	4	6 従業者数	12

調査の対象となる事業所

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(機械修理業、電気機械器具修理業))の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類901－機械修理業(電気機械器具を除く)または同小分類902－電気機械器具修理業のいずれかに属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所です。

主に機械修理業(電気機械器具を除く)は、一般機械の修理、建設機械及び鉱山機械の整備修理業務を行う事業所、電気機械器具修理業は電気機械器具の修理業務を行う事業所が調査の対象となります。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は、7ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む事業所は、本調査の対象とはなりませんので、現在の主たる業務の内容を具体的に備考欄に記入の上、調査票を返送してください。

廃業、休業等に係る扱い

貴事業所が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

※日本標準産業分類

統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

はじめに

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。**

1 事業所の名称・所在地等

ア	事業所の名称	フリガナ (企業名)	フリガナ (事業所名)		
	事業所の所在地	郵便番号	都道府県・市区町村名	町丁・字・番地・号	電話番号 () -
ウ	企業の法人番号	法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。			<input type="checkbox"/>
※貴事業所が支社、営業所の場合には、本社の所在地を下記の欄に記入してください。					
エ	本社の所在地	郵便番号	都道府県・市区町村名	町丁・字・番地・号	電話番号 () -

1 事業所の名称・所在地等

ア 事業所の名称

- 名称は、略称ではなく正式名称(法人の場合は、本社、本店、支社又は支店等までを含む登記上の名称)を記入してください。法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。

例	株式会社 →(株)	合資会社 →(資)	一般社団法人 →(一社)
	有限会社 →(有)	公益社団法人 →(公社)	一般財団法人 →(一財)
	合名会社 →(名)	公益財団法人 →(公財)	合同会社 →(同)

- 点線の左側に企業の名称、右側に事業所の名称を記入してください。

イ 事業所の所在地

- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。

例 ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1

- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「○○構内」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

ウ 企業の法人番号

- 法人番号(13桁)を記入してください。
- 法人番号については、法人番号指定通知書または法人番号公表ウェブサイトで確認できます。
- 法人番号が指定されていない場合は、記入欄右の□に「レ」印を記入してください。

工 本社の所在地

- ・ 貴事業所が支社、支店又は営業所の場合には、本社の所在地を記入してください。「本社の所在地」とは、登記上の所在地ではなく、本社が実際に事業を行っている所在地です。
- ・ 貴事業所が本社である場合は、この項目を記入する必要はありません。

2 経営組織及び資本金額

あてはまるものを○で囲んでください。

オ 経営組織	① 会社	カ 資本金額 (又は出資金額)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
	② 会社以外の法人・団体									
	③ 個人経営									

3 本社・支社別等

あてはまるものを○で囲んでください。

キ (1) 事業所の本社・支社別	① 単独事業所(支社、支店、営業所を持たない事業所)	ク (2) 事業所の系統	① 設備メーカーの系列企業	ケ 5 欄以降の金額欄を記入するにあたっての消費税の取扱いについて 選択の上、該当する番号を○で囲んでください。 ※できる限り「① 税込み」を選択してください。	① 税込み
	② 本社(支社、支店、営業所を持っている本社、本店)		② 設備ユーザーの系列企業		② 税抜き
	③ 支社(支社、支店、営業所など)		③ その他(独立系)企業		

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください)。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

2 経営組織及び資本金額

オ 経営組織

- あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、該当する番号を「○」で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。

1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※)「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。

カ 資本金額(又は出資金額)

- 貴事業所が「1 会社」に該当する場合は、「資本金額(又は出資金額)」に必ず記入してください。なお、資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。

3 本社・支社別等

キ (1) 事業所の本社・支社別

- あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、貴事業所が該当する本社・支社別の番号を「○」で囲んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社・子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係ではありません。

1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所を持たない単独の事業所をいいます。
2 本社	他の場所に、同一経営の支社、支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、他の事業所は「3 支社」とします。
3 支社	他の場所にある本社、本店の統括を受けている事業所をいいます。

ク (2) 事業所の系統

・以下の表の区分により、貴事業所があてはまる事業所の系統を1つ選んで「○」で囲んでください。

事業所の系統	内容例示
1 設備メーカーの系列企業	機械設備、電気設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業
2 設備ユーザーの系列企業	機械設備、電気設備、計装設備等を利用し、生産活動等を行う企業の系列企業（輸送機関、電力系統等の大口需要者等）
3 その他(独立系)企業	設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

ケ 消費税の税込み・税抜きの別

- ・ **5** 以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- ・ 「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「○」で囲んでください。

5 年間売上高

2019年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。

コ

事業所の年間売上高	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
-----------	----	----	----	---	----	----	----	----

サ

上記「事業所の年間売上高」のうち、「**A 機械修理業務**」、「**B 電気機械器具修理業務**」の年間売上高

A 機械修理業務								B 電気機械器具修理業務							
千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

シ

「A 機械修理業務」の年間売上高の業務種類別割合							「B 電気機械器具修理業務」の年間売上高の業務種類別割合				
年間売上高	A 機械修理業務					合計	B 電気機械器具修理業務			合計	
	一般機械器具 (建設・鉱山機械器具を除く)	輸送機械器具 (自動車・同附属品を除く)	精密機械器具 (時計を除く)	建設・鉱山機械器具	その他		電気機械器具	情報通信機械器具	その他		
	%	%	%	%	%	100%	%	%	%	100%	

ス

セ

「A 機械修理業務」の発注元別年間売上高

法人	親会社	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	親会社以外	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	個人	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

ソ

「A 機械修理業務」の年間売上高の業務種類別割合
上記「A 機械修理業務」の発注元別年間売上高の内訳を割合で記入してください。

法人	親会社	日常保全	定期修理	保守契約	スポット	その他	合計
		%	%	%	%	%	100%
	親会社以外	%	%	%	%	%	100%
個人	%	%	%	%	%	100%	

タ

「A 機械修理業務」の年間売上高の契約種類別割合
上記「A 機械修理業務」の発注元別年間売上高の内訳を割合で記入してください。

法人	親会社	請負方式	人工方式(マンアワー)	設備単価方式	その他	合計
		%	%	%	%	100%
	親会社以外	%	%	%	%	100%
個人	%	%	%	%	100%	

シ

8ページ参照

ス

9ページ参照

セ

9ページ参照

ソ

10ページ参照

タ

10ページ参照

記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください（万円未満を四捨五入してください）。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

法人	親会社	千億:百億:十億			億:千万:百万			親会社以外		

セ～タについて、例示は「A 機械修理業務」ですが、お届けしている調査票には「A 機械修理業務」または「B 電気機械器具修理業務」と印字されています。

5 年間売上高

事業所の年間売上高

- ・事業所の年間売上高については、**貴事業所が2019年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高を記入してください。**
なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合には、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。
また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ・本社と支社（営業所）間又は支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上高には、提供価格又は振替仕切額（提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を含めてください。
- ・当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入（いわゆる営業外収入）は含めないでください。
- ・「事業所の年間売上高」に主たる業務以外の売上がある場合、「事業所の年間売上高」と「主たる業務の年間売上高」は一致しません。

「事業所の年間売上高」のうち「A 機械修理業務」、「B 電気機械器具修理業務」の年間売上高

- ・「事業所の年間売上高」で記入した「事業所の年間売上高」のうち、「A 機械修理業務」又は「B 電気機械器具修理業務」の中から、「*」の記載されていない業務の年間売上高を記入してください。
- ・対象となる「A 機械修理業務」及び「B 電気機械器具修理業務」の業務の内容については、下記の「対象となる業務」（日本標準産業分類小分類901－機械修理業（電気機械器具を除く）及び同小分類902－電気機械器具修理業に属する業務）に記載されている業務に基づきますので、当該部分を参照してください。

【対象となる業務】

- ・「A 機械修理業務」とは、主として①一般機械の修理、②建設機械及び鉱山機械の整備修理業務（保守・メンテナンスを含む）をいいます。業務の詳細な内容については、8ページの「A 機械修理業務」の年間売上高の業務種類別割合」の業務種類区分の表を参照してください。
- ・「B 電気機械器具修理業務」とは、主として電気機械器具の修理業務（保守・メンテナンスを含む）をいいます。業務の詳細な内容については、9ページの「B 電気機械器具修理業務」の年間売上高の業務種類別割合」の業務種類区分の表を参照してください。

【対象とならない業務】

- ・修理する商品と同種の商品を製造する業務
- ・修理する商品と同種の商品を販売する業務
- ・自動車整備業務
- ・衣服裁縫修理業務
- ・造船台、ドック等を有し船舶を製造又は修理する業務、鉄道車両の製造、修理又は改造を行う業務、鉄道業の鉄道車両修理工場、航空機のオーバーホールを行う業務
- ・時計（電気時計を含む）の修理を行う業務
- ・プラントエンジニアリング業務、プラントメンテナンス業務など

シ 「A 機械修理業務」の年間売上高の業務種類別割合

- ・「A 機械修理業務」について、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません）。
なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

< A 機械修理業務 >

業務種類区分	内容例示
一般機械器具 (建設・鉱山機械器具を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務 ●具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラ、原動機 ・農業用機械(農業用トラクタ、耕耘機など) ・金属加工機械(切削加工機械、プレス・鍛造機械など) ・繊維機械(紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など) ・特殊産業用機械(食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鑄造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など) ・一般産業用機械(ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など) ・事務用・サービス用・民生機械器具(事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など) ・その他(消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど)
輸送機械器具 (自動車・同附属品を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車・同附属品を除く輸送機械器具の修理業務 ●具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空機整備 ・産業用運搬車両(フォークリフトなど)修理
精密機械器具 (時計を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●時計を除く精密機械器具の修理業務 ●具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具 ・医療用機械器具 ・理化学機械器具 ・光学機械器具(顕微鏡、望遠鏡、写真機、映画用機械など)
建設・鉱山 機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ●建設・鉱山機械器具の修理業務 ●具体的には以下の機械器具が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務

ス 「B 電気機械器具修理業務」の年間売上高の業務種類別割合

- 「B 電気機械器具修理業務」について、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。
なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

< B 電気機械器具修理業務 >

業務種類区分	内容例示
電気機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ●電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具(電子計算機と通信機械器具を除く。)の修理業務 ●具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具(発電機、電動機、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機、内燃機関電装品など) ・民生用電気機械器具(ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など) ・電球・電気照明器具 ・電子応用装置(X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など) ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 など
情報通信機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ●通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置の修理業務(ATM装置など)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●上記以外の電気機械器具修理業務

セ 「主たる業務」の発注元別年間売上高

- 「A 機械修理業務」及び「B 電気機械器具修理業務」のうち調査票に印字されている業務のみについて、発注元別の年間売上高を記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。
- 発注元区分の内容は、次の区分に従って記入してください。

発注元区分		内容例示
法人	親会社	自社の親会社からの発注 注:「親会社」とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。
	親会社以外	自社の親会社以外の法人からの発注
個人		法人ではなく個人からの発注

ソ 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合

- ・調査票に印字されている業務のみについて、年間売上高の業務種類別の割合を、各発注元ごとの合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

業務種類区分	内容例示
日常保全	日常保守点検、1日～2日の計画修理など
定期修理	シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス
保守契約	年間一括保守など
スポット	突発故障や事故の対応など
その他	上記以外の修理業務

タ 「主たる業務」の年間売上高の契約種類別割合

- ・調査票に印字されている業務のみについて、年間売上高の契約種類別の割合を、各発注元ごとの合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・契約種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

契約種類区分	内容例示
請負方式	積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。(見積もり方式)
人工方式 (マンパワー)	施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。
設備単価方式	人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。
その他	上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。

次ページ以降にも記載があります。

6 従業者数

2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。

(1) 事業所の従業者数			(2) 「A 機械修理業務」の事業従事者数	
	男	女	事業従事者数	
① 個人業主 (個人経営の事業主) 及び無給の家族従業者	人	人	(別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含みます。)	人
② 有給役員	人	人	注1:「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月以上の労働者をいい、また、「③以外の人(パート・アルバイトなど)」は、「正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。	
常用雇用者注1	③ 正社員・正職員としている人	人	注2:「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の「就業時間換算雇用者数」は、「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)÷貴事業所の所定労働時間(1週間分)によって算出してください。	
	④③以外の人 (パート・アルバイトなど) (就業時間換算雇用者数注2)	人	注3:「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。	
⑤ 臨時雇用者注3 (常用雇用者以外の雇用者)	人	人		
総計(①~⑤の合計)	人	人		
(うち 別経営の事業所に派遣している人)	(人)	(人)		
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	人	人		

6 従業者数

チ (1) 事業所の従業者数

雇用形態区分	内容例示
① 個人業主 (個人経営の事業主) 及び 無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に貴事業所の業務に従事している人を行い、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに貴事業所の業務に常時従事している人をいいます。 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。 ※「2 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。
② 有給役員	「2 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員(常勤・非常勤を問わない)で報酬・給与の支払いを受けている人をいいます。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。
③ 正社員・正職員としている人	常用雇用者のうち、貴事業所で正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
④③以外の人 (パート・アルバイトなど) (就業時間換算雇用者数)	常用雇用者のうち、「③ 正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。 「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例を参照)を記入してください。

チ (1) 事業所の従業者数(つづき)

雇用形態区分(つづき)	内容例示
⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
総計 (①～⑤の合計)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
(うち 別経営の事業所に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。
総計のほかに別経営の 事業所から 派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいいます。

- ・2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴事業所全体の従業者について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・**貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」以降の該当する区分に含めて記入してください**(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している個人業主の人も含まれません)。
- ・「派遣している人」、「派遣されている人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は含めないでください。

(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は、(1)、(2)のとおり算出してください。

- ・1週間で24時間勤務のアルバイト(「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している
- ・当該事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間

$$\begin{aligned}
 (1) & \text{「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)} \div \text{貴事業所の所定労働時間(1週間分)} \\
 & = 24(\text{時間}) \times 4(\text{人}) \div 40(\text{時間}) \\
 & = 2.4(\text{人})
 \end{aligned}$$

(2)「(就業時間換算雇用者数)」には小数点以下を四捨五入して「2」と整数で記入してください。

ツ (2) 「主たる業務」の事業従事者数

例示は「**A**機械修理業務」ですが、お届けしている調査票には「**A**機械修理業務」または「**B**電気機械器具修理業務」と印字されています。

- ・貴事業所の事業従事者数(※)のうち、**調査票に印字されている業務に携わる人数**を記入してください。

「調査票に印字されている業務」の事業従事者の例

管理業務(総務、人事、経理など)、「主たる業務」を担当する有給役員、営業、技術部門(機械設備関連、計装設備関連、情報処理関連、検査関連など)の業務に従事する人 など

- ・以下の人は、調査票に印字された業務の事業従事者に**含めないでください**。

主に調査票に印字された業務以外の業務に従事している人(例えば、印字された業務以外の業務の就業時間数が、調査票に印字された業務の就業時間より多い場合)

(※)事業従事者数

$$= \text{「(1)事業所の従業者数の総計(①～⑤の合計)」} - \text{「別経営の事業所に派遣している人」} + \text{「別経営の事業所から派遣されている人」}$$

コールセンターの
ご案内

調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】☎0120-800-636 (通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6630-5960 (有料))

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00~18:00

【ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp>

